

## 公 告 第 5 2 号

令和4年2月21日

リゾートトラスト健康保険組合  
理事長 佐々木 征磁

### 健康診査等補助金支給規程の変更について

標記の件、健康診査等補助金支給規程の一部を以下のとおり変更しましたので、公告いたします。

#### 規 程 変 更 書

リゾートトラスト健康保険組合 健康診査等補助金支給規程の一部を次のように改正する。

- ・第1条の「任意継続被保険者」との記載について、下記の通り変更する。  
任意継続者（任意継続被保険者および任意継続被扶養者を指すものとする。  
以下同じ）
- ・第2条柱書「別表1」から「別表5」の対象者欄にそれぞれ記載の「任意継続被保険者」「任意継続被扶養者」につき、これを「任意継続者」と省略し表記する。
- ・「別表1」から「別表3」の補助金額について変更する。「別表2」においては補助金支給対象者の年齢に応じ支給金額に区分を設けていたところこれを廃止し、全年齢一律で同じ補助金額とする。
- ・第3条の「任意継続被保険者」との記載について、下記の通り変更する。  
任意継続者

#### 附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

記

別表 1

**特定健康診査・特定保健指導補助金**

**特定健康診査**

| 対 象 者                                 | 補助金上限額           |
|---------------------------------------|------------------|
| 受診日の属する年度において満 3 5 歳以上の<br>被扶養者・任意継続者 | 1 2, 6 5 0 円（税込） |

〔備考〕

1. 補助金は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 5 7 号）」（以下、「実施基準」という。）に定められている検査項目をすべて満たした場合に支給する。
2. 被保険者に対する特定健康診査は、生活習慣病健診（別表 2）又は人間ドック（別表 3）にて当然に実施されるものとみなす。

**特定保健指導**

| 対 象 者                                                                              | 補助金額   |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 特定健康診査又は生活習慣病健診若しくは人間ドックの結果、<br>実施基準に基づき「積極的支援」又は「動機付け支援」に該当<br>した、被保険者・被扶養者・任意継続者 | 全額（税込） |

別表 2

**生活習慣病健診補助金**

| 対 象 者                                 |                            | 補助金上限額              |
|---------------------------------------|----------------------------|---------------------|
| 被保険者                                  | 受診日の属する年度において<br>満 3 5 歳以上 | 1 3, 7 5 0 円（税込）【※】 |
| 受診日の属する年度において満 3 5 歳以上の<br>被扶養者・任意継続者 |                            | 2 1, 4 5 0 円（税込）    |

〔備考〕

1. 補助金は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」に定められている検査項目をすべて含む生活習慣病健診を受診した場合に支給する。
2. 被保険者に対する生活習慣病健診については、事業主による定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）と併せて実施する。このため、総費用より事業主が負担する金額を差し引いた分に対して、組合が【※】を上限として補助金を支給する。

別表3

### 人間ドック補助金

| 対 象 者                              |                         | 補助金上限額         |
|------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 被保険者                               | 受診日の属する年度において<br>満35歳以上 | 15,950円（税込）【※】 |
| 受診日の属する年度において満35歳以上の<br>被扶養者・任意継続者 |                         | 25,850円（税込）    |

〔備考〕

1. 補助金は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」に定められている検査項目をすべて含む人間ドックを受診した場合に支給する。
2. 被保険者に対する人間ドックについては、事業主による定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）と併せて実施する。このため、総費用より事業主が負担する金額を差し引いた分に対して、組合が【※】を上限として補助金を支給する。

以 上

（変更事項のみ掲載）